

認定新規就農者制度

新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であり、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、町が青年等就農計画を認定します。

町の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施する制度となっています。

新規就農者へ interview

Q. 就農したきっかけはなんですか？
A. 元々食に対して興味があり、特に自分で試行錯誤して作る1次産業に関心を持っていたからです。果樹を栽培しようと決めるまでに、米、野菜、果物など様々な農業の体験をしました。その中で特に自分が好きな果樹（桃）をやりたいと思ったからです。

Q. 鏡石町で果樹農家を始めたきっかけは？
A. 昨年まで国見町の地域おこし協力隊として活動してましたが、須賀川農業普及所の仲介により、成田原町地内の果樹園を知り園地継承したいと希望したからです。

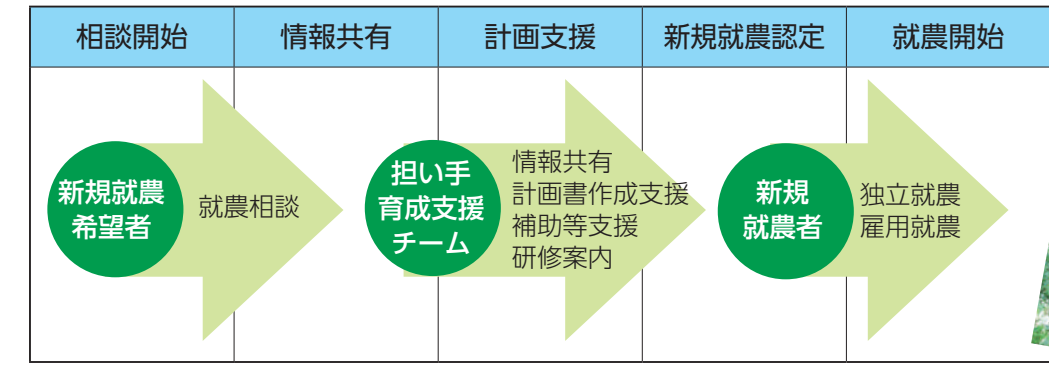
Q. 作業の中で大変なことはなんですか？
A. 収穫期の7～9月に向けて、たくさんの作業工程がありますが、どこかで手を抜くと収穫に影響するため、すぐに成果は出ませんが、1つ1つの積み重ねが大切だと感じています。

Q. やりがいを感じる時はどんなときですか？
A. 収穫が近くなり、花がつきはじめた時ももちろんですが、きちんと収穫できるか不安もある中で形となり、消費者の方が購入し「美味しかった」の一言がもらえた時ですね。

Q. 農業に興味がある方へ一言
A. まだまだ私も農業1年生で、厳しさや大変さを全部分かっている訳ではありませんが、0からのスタートで、大変さ、楽しさ、やりがいもあり、自分で直接作ったものの感想を直接聞くことができ、サラリーマン時代では、味わえない感動があります。

また、今回のように農地の斡旋や園地などを継承する時は、県や須賀川農業普及所、農協、町などサポートをしてもらえる機関はたくさんありますので、経験がなくても私のようにぜひチャレンジしてみてください。

【就農までの流れ】



Profile 山田 岳さん（38） 東京都青梅市出身
 食品メーカー勤務、地域おこし協力隊の経験を経て今年度果樹農家（梨・桃）として就農



● 農業の課題
 農業者の高齢化や担い手不足が深刻となっており、農地管理を行う方がおらず、年々遊休農地が増加しています。遊休農地が増加することで、景観が悪化し、害獣の棲み処となり、近隣農地や住民への被害も発生している状況です。

● まちの対応
 ほ場整備や地域計画の策定により、農地の集積・集約化を実施しています。また、かがみいし油田計画として、遊休農地を中心に、なたねなどを栽培し景観保持や「なたねの雫」など6次化製品の販売をすることで資源

● 新規就農者の認定・相談件数
 令和7年度 県中管内46件の相談、うち28件新規就農者として認定 ※町の相談11件、認定0件（直近認定は令和4年度2件）令和8年度 9月10日時点の鏡石町の相談4件、認定3件

● 相談受付体制
 担い手育成支援チームの設置（町、須賀川農業普及所、農協）をしており、どの機関で相談を行っても情報共有を行い、一体的に支援を行う体制を構築しています。就農相談から就農後のフォローアップまで行います。

の循環を行っています。新規就農者や、担い手確保のため、国の補助に加え、町で上乗せ補助、水稲の規模拡大された方へ農業用機械の補助などを行っています。

【各種農業補助制度】

- 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）補助金
 ➡ 新規で農業を始める方（親元以外）を対象に農業開始に係る資金を補助
 国補助：165万円/年（最長3年間）
- 新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）補助金
 ➡ 就農に向けて必要な技術や知識を習得するために研修を行う方を対象に資金を補助
 国補助：165万円/年（最長2年間）
- 鏡石町新規就農者育成総合対策事業補助金
 ➡ 上記補助を受ける方へ上乗せして交付
 町補助：国補助の10分の1
 ※補助を利用するためにはいくつかの要件がありますので、まずはご相談ください。



● 問い合わせ先 産業課 ☎ 62-2118